髙和果公報

発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一丁目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

高知県公営企業局管理規程

~- 3

1

- ◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の
- 一部を改正する規程

高知県公営企業局告示

- ◎告示(病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定め
 - る額) の一部改正

高知県議会告示

- ◎高知県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の
- 廃止 落札公告

○落札者等の公告

(土木政策課)

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改 正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高知県公営企業局管理規程第6号

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一 部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

付則第14項中「当分の間、」を「令和5年3月31日までの間における」に改め、付則第19項中「付則第18項」を「付則第20項」に改め、同項を付則第21項とし、付則第18項を付則第20項とし、付則第17項を付則第19項とし、同項の前に次の見出し及び2項を加える。

(初任給調整手当に関する特例)

- 17 初任給調整手当の額については、当分の間、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により支給されるべき額に公営企業局長が別に定める額を加算した額とする。
- 18 前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から当分の間、 各病院に勤務する職員(助産師、看護師、准看護師及び薬剤師 並びに公営企業局長が別に定める職員に限る。)に公営企業局 長が別に定める額の初任給調整手当を支給する。 付則第16項を削り、付則第15項中「前2項」を「前3項」に改

め、同項を付則第16項とし、付則第14項の次に次の1項を加える。

15 令和5年4月1日から当分の間、定年前再任用短時間勤務職 員 (職員の定年等に関する条例 (昭和59年高知県条例第13号) 第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員をい う。) 又は暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例等の一 部を改正する条例(令和4年高知県条例第37号)附則第3条第 4項に規定する暫定再任用職員をいう。) のうち、各病院に勤 務する職員(放射線による治療その他の放射線の照射の業務を 入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療 放射線技術者並びに危険な病原体又は危険な病原体に汚染され た病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを 常例とする病理細菌技術者に限る。)、あき総合病院に勤務す る職員(精神科の病棟に勤務する看護師、准看護師及び看護助 手並びに作業療法士及び心理判定員、精神科の業務に専ら従事 する作業療法士及び心理判定員並びに精神科の病棟以外に勤務 する職員(公営企業局長が別に定める者に限る。)に限る。) 及び幡多けんみん病院に勤務する職員(集中的な監視及び治療 を要する患者を専ら入院させる病棟(公営企業局長が別に定め るものに限る。) に勤務する看護師及び准看護師並びに集中的 な監視及び治療を要する患者を専ら入院させる病棟(公営企業 局長が別に定めるものに限る。) 以外に勤務する職員(公営企 業局長が別に定める者に限る。) に限る。) の給料の調整額 は、第3条の2の規定にかかわらず、同条第1項の表中

各病院	放射線による治療その他の放 射線の照射の業務を入院患者 及び外来患者に直接接して行 うことを常例とする診療放射 線技術者	2
	危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
あき総合病院	精神科の病棟に勤務する看護 師、准看護師及び看護助手	2
	精神科の業務に専ら従事する 作業療法士	2
	精神科の業務に専ら従事する 心理判定員	1

幡多けんみん 病院	集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させる病棟 (公営企業局長が別に定める ものに限る。) に勤務する看 護師及び准看護師	1
--------------	---	---

とあるのは、

各病院	放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者 及び外来患者に直接接して行 うことを常例とする診療放射 線技術者	2. 75
	危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1.75
あき総合病院	精神科の病棟に勤務する看護 師、准看護師及び看護助手	2. 75
	精神科の業務に専ら従事する 作業療法士	2. 75
	精神科の業務に専ら従事する 心理判定員であって、公認心 理師法 (平成27年法律第68 号)第2条に規定する公認心 理師 (以下「公認心理師」と いう。)であるもの	1. 75
	精神科の業務に専ら従事する 心理判定員(公認心理師であ る者を除く。)	1
	精神科の病棟に勤務する作業 療法士であって、精神科の業 務に専ら従事する作業療法士 でないもの	0.75
	精神科の病棟に勤務する心理 判定員であって、精神科の業	0.75

账

	務に専ら従事する心理判定員でないもの(公認心理師である者に限る。) 精神科の病棟以外に勤務する職員(公営企業局長が別に定める者に限る。)	0.75
幡多けんみん 病院	集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させる病棟 (公営企業局長が別に定める ものに限る。) に勤務する看 護師及び准看護師	1.75
	集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させる病棟 (公営企業局長が別に定める ものに限る。)以外に勤務す る職員(公営企業局長が別に 定める者に限る。)	0.75

として同条の規定により定められる額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(終過埗置

2 この規程による改正後の高知県公営企業局職員の給与の支給 等に関する規程の規定は、この規程の施行の日(以下この項に おいて「施行日」という。)以後の勤務(施行日の前日に開始 した施行日における勤務を除く。)に係る特殊勤務手当の支給 について適用し、施行日前の勤務(施行日の前日に開始した施 行日における勤務を含む。)に係る特殊勤務手当の支給につい ては、なお従前の例による。

高知県公営企業局告示第2号

平成19年4月高知県公営企業局告示第7号(病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

1の表中

| 先天性代謝異常検査手数 | 1 件につき4,100円

を

٠.				
	先天性代謝異常検査手数 料	1 件につき4, 100円		
	拡大新生児スクリーニン グ検査料	1 件につき10,000円		

に改める。

議会告示

高知県議会告示第2号

高知県議会が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成17年3月高知県議会告示第2号)は、令和5年3月31日限り廃止する

令和5年3月31日

高知県議会議長 明神 健夫

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す ス

令和5年3月31日

高知県知事 濵田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 土木政策課プリントサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県土木部土木政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日 令和5年1月18日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社三愛商会 高知市鴨部二丁目20番16号
- 5 落札金額
- (1) モノクロ印刷

1ページ当たり 1円49銭 (消費税及び地方消費税を含まない。)

(2) カラー印刷

1ページ当たり 5円78銭(消費税及び地方消費税を含ま

ない。)

- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 令和4年12月23日

2